

【特養】 料 金 表

所得段階第一段階

(生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者)

R3.8.1

■入所者利用料金(1ヶ月間の個人負担分)

多床室による入所者

単位:円

	介護福祉施設サービス費		食料費 (ハ) 1,445円 補足給付 -1,145円	居住費 (ニ) 855円 補足給付 -855円	その他自費分 (ホ)	1ヶ月当りの 個人負担料金 合 計 (ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)
	1日当りの利用料 (イ)	個人負担分(1ヶ月当り) (イ)×30日 (ロ)	300円×30日	0円×30日	(諸行事費その他) およその額です。	
介護度1	603	18,090	9,000	0	8,000	35,090
介護度2	671	20,130	9,000	0	8,000	37,130
介護度3	742	22,260	9,000	0	8,000	39,260
介護度4	810	24,300	9,000	0	8,000	41,300
介護度5	877	26,310	9,000	0	8,000	43,310

(※ 1ヶ月を30日として計算)

個室による入所者

単位:円

	介護福祉施設サービス費		食料費 (ハ) 1,445円 補足給付 -1,145円	居住費 (ニ) 1,171円 補足給付 -851円	その他自費分 (ホ)	1ヶ月当りの 個人負担料金 合 計 (ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)
	1日当りの利用料 (イ)	個人負担分(1ヶ月当り) (イ)×30日 (ロ)	300円×30日	320円×30日	(諸行事費その他) およその額です。	
介護度1	603	18,090	9,000	9,600	8,000	44,690
介護度2	671	20,130	9,000	9,600	8,000	46,730
介護度3	742	22,260	9,000	9,600	8,000	48,860
介護度4	810	24,300	9,000	9,600	8,000	50,900
介護度5	877	26,310	9,000	9,600	8,000	52,910

(※ 1ヶ月を30日として計算)

- ◆ 1日当たりの利用料の中にサービス提供体制強化加算Ⅱ(18円)、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(12円)が含まれています。
- ◆ その他自費分の中に預り金管理料3,100円/月が含まれています。入院等で空室としている期間も管理料は、ご負担していただくこととなります。(預り金管理は、希望者のみです。)
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり6円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 医師の指示に基づき、経口維持計画を作成した場合は、500円/日をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ハ)、(ニ)及び(ホ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 上記の利用料以外に口腔衛生管理加算Ⅰ(90円/月)及び看取り介護加算Ⅰ(72円～1,280円/日)をご負担していただくことがあります。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.14円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、負担割合が2割又は3割となる場合があります。

【特養】料 金 表

R3.8.1

所得段階第二段階 (世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下)

■入所者利用料金(1ヶ月間の個人負担分)

多床室による入所者

単位:円

	介護福祉施設サービス費		食料費(ハ) 1,445円 補足給付 -1,055円	居住費(ニ) 855円 補足給付 -485円	その他自費分(ホ)	1ヶ月当りの 個人負担料金 合 計
	1日当りの利用料(イ)	個人負担分(1ヶ月当り) (イ)×30日 (ロ)	390円×30日	370円×30日	(諸行事費その他) およその額です。	(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)
介護度1	603	18,090	11,700	11,100	8,000	48,890
介護度2	671	20,130	11,700	11,100	8,000	50,930
介護度3	742	22,260	11,700	11,100	8,000	53,060
介護度4	810	24,300	11,700	11,100	8,000	55,100
介護度5	877	26,310	11,700	11,100	8,000	57,110

(※ 1ヶ月を30日として計算)

個室による入所者

単位:円

	介護福祉施設サービス費		食料費(ハ) 1,445円 補足給付 -1,055円	居住費(ニ) 1,171円 補足給付 -751円	その他自費分(ホ)	1ヶ月当りの 個人負担料金 合 計
	1日当りの利用料(イ)	個人負担分(1ヶ月当り) (イ)×30日 (ロ)	390円×30日	420円×30日	(諸行事費その他) およその額です。	(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)
介護度1	603	18,090	11,700	12,600	8,000	50,390
介護度2	671	20,130	11,700	12,600	8,000	52,430
介護度3	742	22,260	11,700	12,600	8,000	54,560
介護度4	810	24,300	11,700	12,600	8,000	56,600
介護度5	877	26,310	11,700	12,600	8,000	58,610

(※ 1ヶ月を30日として計算)

- ◆ 1日当たりの利用料の中にサービス提供体制強化加算Ⅱ(18円)、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(12円)が含まれています。
- ◆ その他自費分の中に預り金管理料3,100円/月が含まれています。入院等で空室としている期間も管理料は、ご負担していただくこととなります。(預り金管理は、希望者のみです。)
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり6円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 医師の指示に基づき、経口維持計画を作成した場合は、500円/日をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ハ)、(ニ)及び(ホ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 上記の利用料以外に口腔衛生管理加算Ⅰ(90円/月)及び看取り介護加算Ⅰ(72円～1,280円/日)をご負担していただくことがあります。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.14円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、負担割合が2割又は3割となる場合があります。

【特養】料 金 表

R3.8.1

所得段階第三段階① (世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下)

■入所者利用料金(1ヶ月間の個人負担分)

多床室による入所者

単位:円

	介護福祉施設サービス費		食料費(ハ) 1,445円 補足給付 -795円	居住費(ニ) 855円 補足給付 -485円	その他自費分(ホ)	1ヶ月当りの 個人負担料金 合 計
	1日当りの利用料(イ)	個人負担分(1ヶ月当り) (イ)×30日(ロ)	650円×30日	370円×30日	(諸行事費その他) およその額です。	(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)
介護度1	603	18,090	19,500	11,100	8,000	56,690
介護度2	671	20,130	19,500	11,100	8,000	58,730
介護度3	742	22,260	19,500	11,100	8,000	60,860
介護度4	810	24,300	19,500	11,100	8,000	62,900
介護度5	877	26,310	19,500	11,100	8,000	64,910

(※ 1ヶ月を30日として計算)

個室による入所者

単位:円

	介護福祉施設サービス費		食料費(ハ) 1,445円 補足給付 -795円	居住費(ニ) 1,171円 補足給付 -351円	その他自費分(ホ)	1ヶ月当りの 個人負担料金 合 計
	1日当りの利用料(イ)	個人負担分(1ヶ月当り) (イ)×30日(ロ)	650円×30日	820円×30日	(諸行事費その他) およその額です。	(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)
介護度1	603	18,090	19,500	24,600	8,000	70,190
介護度2	671	20,130	19,500	24,600	8,000	72,230
介護度3	742	22,260	19,500	24,600	8,000	74,360
介護度4	810	24,300	19,500	24,600	8,000	76,400
介護度5	877	26,310	19,500	24,600	8,000	78,410

(※ 1ヶ月を30日として計算)

- ◆ 1日当たりの利用料の中にサービス提供体制強化加算Ⅱ(18円)、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(12円)が含まれています。
- ◆ その他自費分の中に預り金管理料3,100円/月が含まれています。入院等で空室としている期間も管理料は、ご負担していただくこととなります。(預り金管理は、希望者のみです。)
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり6円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 医師の指示に基づき、経口維持計画を作成した場合は、500円/日をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ハ)、(ニ)及び(ホ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 上記の利用料以外に口腔衛生管理加算Ⅰ(90円/月)及び看取り介護加算Ⅰ(72円～1,280円/日)をご負担していただくことがあります。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.14円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、負担割合が2割又は3割となる場合があります。

【特養】料 金 表

R3.8.1

所得段階第三段階② (世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超)

■入所者利用料金(1ヶ月間の個人負担分)

多床室による入所者

単位:円

	介護福祉施設サービス費		食料費 (ハ) 1,445円 補足給付 -85円	居住費(ニ) 855円 補足給付 -485円	その他自費分 (ホ) (諸行事費その他) およその額です。	1ヶ月当りの 個人負担料金 合 計 (ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)
	1日当りの利用料 (イ)	個人負担分(1ヶ月当り) (イ)×30日 (ロ)	1,360円×30日	370円×30日		
介護度1	603	18,090	40,800	11,100	8,000	77,990
介護度2	671	20,130	40,800	11,100	8,000	80,030
介護度3	742	22,260	40,800	11,100	8,000	82,160
介護度4	810	24,300	40,800	11,100	8,000	84,200
介護度5	877	26,310	40,800	11,100	8,000	86,210

(※ 1ヶ月を30日として計算)

個室による入所者

単位:円

	介護福祉施設サービス費		食料費 (ハ) 1,445円 補足給付 -85円	居住費(ニ) 1,171円 補足給付 -351円	その他自費分 (ホ) (諸行事費その他) およその額です。	1ヶ月当りの 個人負担料金 合 計 (ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)
	1日当りの利用料 (イ)	個人負担分(1ヶ月当り) (イ)×30日 (ロ)	1,360円×30日	820円×30日		
介護度1	603	18,090	40,800	24,600	8,000	91,490
介護度2	671	20,130	40,800	24,600	8,000	93,530
介護度3	742	22,260	40,800	24,600	8,000	95,660
介護度4	810	24,300	40,800	24,600	8,000	97,700
介護度5	877	26,310	40,800	24,600	8,000	99,710

(※ 1ヶ月を30日として計算)

- ◆ 1日当たりの利用料の中にサービス提供体制強化加算Ⅱ(18円)、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(12円)が含まれています。
- ◆ その他自費分の中に預り金管理料3,100円/月が含まれています。入院等で空室としている期間も管理料は、ご負担していただくこととなります。(預かり金管理は、希望者のみです。)
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり6円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 医師の指示に基づき、経口維持計画を作成した場合は、500円/日をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ハ)、(ニ)及び(ホ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 上記の利用料以外に口腔衛生管理加算Ⅰ(90円/月)及び看取り介護加算Ⅰ(72円～1,280円/日)をご負担していただくことがあります。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.14円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、負担割合が2割又は3割となる場合があります。

【特養】料 金 表

所得段階第四段階

(世帯に市町村民税課税者がある又は本人が市町村民税課税者)

R3.8.1

■入所者利用料金(1ヶ月間の個人負担分)

多床室による入所者

単位:円

	介護福祉施設サービス費		食料費 (ハ) 1,445円×30日	居住費(ニ) 855円×30日	その他自費分 (ホ) (諸行事費その他) およその額です。	1ヶ月当りの 個人負担料金 合 計 (ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)
	1日当りの利用料 (イ)	個人負担分(1ヶ月当り) (イ)×30日 (ロ)				
介護度1	603	18,090	43,350	25,650	8,000	95,090
介護度2	671	20,130	43,350	25,650	8,000	97,130
介護度3	742	22,260	43,350	25,650	8,000	99,260
介護度4	810	24,300	43,350	25,650	8,000	101,300
介護度5	877	26,310	43,350	25,650	8,000	103,310

(※ 1ヶ月を30日として計算)

個室による入所者

単位:円

	介護福祉施設サービス費		食料費 (ハ) 1,445円×30日	居住費(ニ) 1,171円×30日	その他自費分 (ホ) (諸行事費その他) およその額です。	1ヶ月当りの 個人負担料金 合 計 (ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)
	1日当りの利用料 (イ)	個人負担分(1ヶ月当り) (イ)×30日 (ロ)				
介護度1	603	18,090	43,350	35,130	8,000	104,570
介護度2	671	20,130	43,350	35,130	8,000	106,610
介護度3	742	22,260	43,350	35,130	8,000	108,740
介護度4	810	24,300	43,350	35,130	8,000	110,780
介護度5	877	26,310	43,350	35,130	8,000	112,790

(※ 1ヶ月を30日として計算)

- ◆ 1日当たりの利用料の中にサービス提供体制強化加算Ⅱ(18円)、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(12円)が含まれています。
- ◆ 外泊、入院等で居室を空けておく場合、空室としている期間の居住費をご負担いただきます。
- ◆ その他自費分の中に預り金管理料3,100円/月が含まれています。入院等で空室としている期間も管理料は、ご負担していただくこととなります。(預り金管理は、希望者のみです。)
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり6円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 医師の指示に基づき、経口維持計画を作成した場合は、500円/日をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ハ)、(ニ)及び(ホ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 上記の利用料以外に口腔衛生管理加算Ⅰ(90円/月)及び看取り介護加算Ⅰ(72円～1,280円/日)をご負担していただくことがあります。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.14円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、負担割合が2割又は3割となる場合があります。